

消防救第110号
平成18年8月15日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁救急企画室長

「救急業務高度化推進検討会」報告書について

2005年11月にILCOR（国際蘇生連絡協議会）のCOSTR（心肺蘇生に関わる科学的合意と治療勧告）に基づいて、AHA（アメリカ心臓協会）のガイドラインとERC（ヨーロッパ蘇生協議会）のガイドラインが発表された。我が国においては、それらを参考に2006年6月に財団法人日本救急医療財団の心肺蘇生法委員会の中の日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会から「わが国の新しい救急蘇生ガイドライン（骨子）【BLS】」（以下「日本版救急蘇生ガイドライン」という。）が示された。

以上の経緯を踏まえ、消防庁では、「救急業務高度化推進検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、速やかに消防本部における救急隊員及び消防職員（消防本部に勤務する消防職員のうち救急隊員を除いた者をいう。）が、日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえた新しい一次救命処置等に準拠した救急活動が行われるよう、また、新しい内容での応急手当講習等に移行できるよう、検討を行ってきたところであるが、この度、[別添](#)のとおり検討会報告書がまとめられたので、報告書の内容を十分ご理解の上、各消防機関においては、円滑な実施が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願いたい。